

5 釜石市防災市民憲章

5.1 釜石市防災市民憲章が制定されるまで

平成 23 年 4 月～	東日本大震災検証報告書の作成 検証委員会を設置し、防災・減災となる教訓をまとめるための検証作業を進め、6 編の検証報告書を作成しました。
平成 28 年 11 月	教訓集を市内全戸に配布 検証成果を基に、市民向けの「教訓集」「証言・記録集」を取りまとめ、教訓集の全戸配布と併せて、防災市民憲章の基本的な考え方に関する意見募集を行いました。 意見集約のための取り組み 教訓集の配布に併せて、防災関係者の研修会、出前講座、防災カフェ、ワークショップ（以下、WS）を開催し、児童生徒、保健・医療・福祉・介護事業者、消防団員などから防災市民憲章に関して出された意見を取りまとめました。
平成 30 年 2 月～	釜石市防災市民憲章制定市民会議の設立 震災の教訓を後世に伝え、未来の命を守るため、市民有志により、防災市民憲章の制定を目的とした「釜石市防災市民憲章制定市民会議」が 2 月 8 日に設立されました。 「災害から、未来の命を守るWS」の開催 市民会議は、憲章の制定に市民が関わり、今後、憲章を活用した防災の担い手として活躍することを期待し、憲章に盛り込むべき内容を考えるWSを全 9 会場で開催しました。また、鶴住居小学校の高学年児童、釜石東中学校の生徒によるWSも開催しました。
平成 30 年 4 月	「みんなでつくろう防災市民憲章フォーラム～災害から命を守る市民の誓い～」の開催 市民会議が主催となり、「防災市民憲章」のあり方や役割などについて考え、教訓を語り継ぐことの大切さを確認するためのフォーラムを開催しました。
平成 30 年 6 月	釜石市防災市民憲章草案の完成 市民会議は、防災市民憲章に盛り込みたい内容などについて議論を重ね、草案を取りまとめて市長への提言を行いました。
平成 30 年 7 月～	パブリックコメントの実施 市は、提言された草案を憲章案とし、広報やホームページなどを通じて意見を募集。市民から出された意見を取り入れ、文案を一部修正しました。
平成 30 年 9 月	釜石市議会 9 月定例会において制定議案が可決
平成 30 年 12 月	「釜石市防災市民憲章フォーラム～釜石市防災市民憲章を市民に広げていくために～」の開催 市民会議が主催となり、防災市民憲章をどう生かしていくかをテーマとしたフォーラムを開催しました。
平成 31 年 3 月 11 日	釜石市防災市民憲章の制定 釜石祈りのパークに「釜石市防災市民憲章」を刻んだモニュメントを設置しました。



鶴住居小で開催された WS



草案について釜石市長へ提言



第 2 回釜石市防災市民憲章フォーラム

5.2 釜石市防災市民憲章制定市民会議とは

■市は、防災市民憲章の制定に向けた取り組みや推進体制を具体化するため、平成 29 年 12 月 27 日に市内有識者を対象とする意見交換会を開催した。釜石市東日本大震災検証委員や震災メモリアルパーク関連委員などを務める市民が出席し、防災市民憲章の制定に必要な取り組みなどについての意見が交わされた。そして、震災の教訓を後世に伝え、未来の命を守るために防災市民憲章の制定が必要であり、また、市民が主体となって、市民の総意として防災市民憲章を作成する必要があるとして、平成 30 年 2 月に釜石市防災市民憲章制定市民会議が設立された。

【設立趣意】

東日本大震災の経験から学んだ教訓を生かし、あらゆる災害への備えや災害時の行動について、自助・共助の精神を促し、全ての市民が主体的・実践的に果たすべき「市民の責務」を定め、これを後世に継承していく必要があります。

多くの人の体験・経験が織り込まれた教訓は、自然と共に生きる全ての人々の命を守る「人間の知恵」となるはずです。

二度と同じ悲劇を繰り返すことのないよう、また、釜石の地で豊かで安心した暮らしを続けていけるよう、災害から未来の命を守るため、市民総意の誓いとする「釜石市防災市民憲章」の制定が必要です。

釜石市防災市民憲章 命を守る

釜石市は、2011年3月11日に発生した東日本大震災の大津波により、千人を超える尊い命を喪った。その悲しみが、癒えることは決してない。

しかし、古来より、先人たちが、度重なる災害や戦災をたくましく乗り越えてきたように、今、私たちは、ふるさと復興への途を歩み続けている。

自然は恵みをもたらし、ときには奪う。

海、山川と共に生き、その豊かさを享受してきたこの地で安全に暮らし続けていくためには、また起こるであろうあらゆる災害に対し、多くの教訓を生かしていかなければならない。

未来の命を守るために、私たちは、後世に継承する市民総意の誓いをここに掲げる。

備える

災害は ときと場所を選ばない

避難訓練が 命を守る

逃げる

何度でも ひとりでも 安全な場所に いちはやく

その勇気は ほかの命も救う

戻らない

一度逃げたら 戻らない 戻させない

その決断が 命をつなぐ

語り継ぐ

子どもたちに 自然と共に在るすべての人に

災害から学んだ生き抜く知恵を 語り継ぐ

私たちは生きる。

かけがえのないふるさと釜石に、共に生きる。

【解説】 憲章文は、タイトル・前文・本文・結文で構成されています。

(本文)

- 「**命を守る**」ための重要な教訓について、災害前（備える）、災害時（逃げる・戻らない）、災害後（語り継ぐ）の4つの項目に取りまとめています。
- 「**備える**」：避難を可能とするのは、日ごろの訓練であり、その大切さを「からだ」で理解すること
- 「**逃げる**」：避難を繰り返す大切さ、自分の素早い率先避難が、周りの避難を促すこと
- 「**戻らない**」：お互いに避難の仕方を確認しておくなど、家族の信頼関係を築き行動すること
- 「**語り継ぐ**」：これらの行動を実践し続け、「当たり前」となる災害文化を創ること

(結文)

これまでの度重なる災害などを乗り越えてきたように、自然の豊かさを享受しながら、これからも釜石の地で共に助け合いながら生きる市民の決意を表しています。

令和元年 6 月 29 日

令和 2 年 12 月 12 日 改訂

令和 4 年 12 月 3 日 改訂

令和 6 年 1 月 28 日 改訂

【「大震災かまいしの伝承者」事務局】

釜石市総務企画部総合政策課震災検証室

〒026-8686

岩手県釜石市只越町三丁目 9 番 13 号（第 4 庁舎 2 階）

TEL 0193-27-8438 FAX 0193-22-6040